

## みえ森と緑の県民税条例の施行状況検討の論点

## 目 次

論点 1 : みえ森と緑の県民税制度の継続	1
論点 2 : 2つの基本方針	2
論点 3 : 5つの対策	3
論点 4 : 税を活用した事業を行ううえでの3原則	5
論点 5 : 森林環境譲与税との棲み分け	6
論点 6 : 全国植樹祭に向けた取組	7
論点 7 : 市町交付金制度	8
論点 8 : 税率・課税方法・税收規模等	10
論点 9 : 制度や用途の周知	11
論点 10 : 評価制度	13
論点 11 : おおむね5年ごとに行う制度の見直し	14
参考資料 : みえ森と緑の県民税第3期の配分の考え方(案)	15
参考資料 : みえ森と緑の県民税の税收推移	16
参考資料 : 森林整備等にかかる府県の超過課税の更新時期	17

## みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

1	<b>みえ森と緑の県民税制度の継続</b>
<b>論点</b>	平成 26 年 4 月にみえ森と緑の県民税を導入してから、令和 5 年度末をもって 10 年が経過するが、令和 6 年度以降も制度を継続するのか。
<b>現状と課題など</b>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に関する施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害に強い森林づくり」の実現には長い期間を要することから、長期的・継続的に取り組む必要があります。</li> <li>・県民意識調査の結果では、「森林を大切だと感じていない」という人は 0.5%しかいないものの、「森林に積極的に関わっていきたい」という人も 5.1%に留まっており、県民全体で森林を支える社会を実現するためには、長期的・継続的に取り組む必要があります。</li> </ul>
<b>主な意見</b>	<p>(県民意識調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 期も、県民税を活用した取組を継続して実施することについて、87.7%の県民の皆さんが「賛成」または「どちらかといえば賛成」との意見でした。</li> </ul> <p>(市町・林業関係団体への意見聴取)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての市町・林業関係団体が第 3 期も「継続すべきである」との意見でした。</li> </ul>
<b>評価委員会の意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境譲与税の用途と棲み分けることを前提として、令和 6 年度以降も県民税を継続すべきである。</li> <li>・基本的に継続する方向で検討を進め、最終的に継続の可否を判断する。</li> </ul>
<b>事務局の考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な議論を進めながら、最終的に継続の可否を判断していただきたいと考えています。</li> </ul>

## みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

2	<b>2つの基本方針</b>
<b>論点</b>	2つの基本方針についてどう考えるのか。
<b>現状と課題など</b>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山崩れや洪水など災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要と考え、これらを2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）として整理しています。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害に強い森林づくり」の実現には長い期間を要することから、長期的・継続的に取り組む必要があります。</li> <li>・県民意識調査の結果では、「森林を大切だと感じていない」という人は0.5%しかいないものの、「森林に積極的に関わっていきたい」という人も5.1%に留まっており、県民全体で森林を支える社会を実現するためには、長期的・継続的に取り組む必要があります。</li> </ul>
<b>主な意見</b>	<p>（県民意識調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期も、県民税を活用した取組を継続して実施することに賛成する理由について、「災害に強い森林づくり」には長期的・継続的に取り組んでいくべきが74.2%、「県民全体で森林を支える社会づくり」には継続的に取り組んでいくべきが44.7%と多く意見がありました。</li> </ul> <p>（市町・林業関係団体への意見聴取）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんどの市町・林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見でした。</li> </ul>
<b>評価委員会の意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の2つの基本方針を維持する方向で検討を進める。</li> <li>・地震災害について、現行の制度案には記載されていないが、例えば、土砂ダムのようにせき止められてダム湖を形成することも想定されることから、記載することを検討してみてもどうか。</li> </ul>
<b>事務局の考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震災害については、「災害に強い森林づくり」に取り組む背景として記載することを検討し、中間案において提示したいと考えています。</li> <li>・2つの基本方針は継続する方向で具体的な議論を進めながら、最終的に継続の可否を判断していただきたいと考えています。</li> </ul>

### みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

3	5つの対策
論点	5つの対策と具体的な取組（想定事業例）についてどう考えるのか。
現状と課題など	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの基本方針に基づき、基本方針1「災害に強い森林づくり」の対策として、「対策①：土砂や流木による被害を出さない森林づくり」、「対策②：暮らしに身近な森林づくり」を実施しています。</li> </ul> <p>また、基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」の対策として、「対策③：森を育む人づくり」、「対策④：森と人をつなぐ学びの場づくり」、「対策⑤：地域の身近な水や緑の環境づくり」を実施しています。</p> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町や林業関係団体から、獣害防護対策への支援だけでなく、再造林に対する支援が必要であるとの意見があり、その実施について検討する必要があります。</li> </ul>
主な意見	<p>(県民意識調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期の主要な取組について、8割以上の方が「とても重要」または「ある程度重要」との意見でした。</li> </ul> <p>(市町・林業関係団体への意見聴取)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業関係団体においては、ほとんどが「現行制度どおりでよい」との意見でしたが、市町においては、9市町から「改定を求める」との意見がありました。</li> <li>・うち7市町の改定を求める意見は「森林環境譲与税」との棲み分けに関するものであり、具体的に対策の見直しを求めるものではありませんでした。</li> </ul> <p>(評価委員からの事前意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民税を活用した次世代・一般県民を対象にした森林教育の充実や森林事業者と消費者（生活者）の連携強化、森林事業者以外の事業者と消費者の参加促進について検討が必要ではないか。</li> </ul>

<p><b>評価委員会 の意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験型の森林教育を充実させてほしい。</li> <li>・ 再造林への支援については、その意義や税の趣旨との合致について検討する必要がある。</li> </ul>
<p><b>事務局の 考え方</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5つの対策については、継続する方向で議論を進めていきたいと考えています。</li> <li>・ 森林教育については、「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで核となる取組であることから、引き続き、「森を育む人づくり」と「森と人をつなぐ学びの場づくり」に取り組んでいきます。また、事業の実施に対する具体的なご意見を参考に、事業のブラッシュアップに努めていきます。</li> <li>・ 再造林への支援については、「災害に強い森林づくり」の実現に向けて、将来にわたって森林の機能を維持していくとともに、主伐後の森林等について、森林の機能を早期に回復することが必要です。このため、成長の早いエリートツリーの使用や一貫作業システムの導入などに絞った支援によって、森林の早期の更新を推進していきたいと考えます。</li> <li>・ 令和4年度第4回評価委員会における議論をふまえ、中間案に具体的な取組（想定事業例）を盛り込んでいきます。</li> </ul>

## みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

<b>4</b>	<b>税を活用した事業を行ううえでの3原則</b>
<b>論点</b>	税を活用した事業を行ううえでの3原則をどう考えるのか。
<b>現状と課題など</b>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するにあたっては、以下の3つの原則によることとしています。</li> </ul> <p>(原則1) 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。</p> <p>(原則2) 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。</p> <p>(原則3) 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。</p> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町から、新たな取組だけでなく、既存施設等の維持管理も重要との意見もあり、見直しについて検討する必要があります。</li> </ul>
<b>主な意見</b>	<p>(市町・林業関係団体への意見聴取)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんどの市町・林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見でした。</li> </ul>
<b>評価委員会の意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「原則2」に関して、木材を活用した施設は炭素固定の観点からも長く使うことに意義があることから、これまで事業の対象としていた「新たな対策として実施する新規の取組」に加え、「既存木造施設の補修の取組」も対象としてはどうか。</li> <li>・既存施設の維持管理を対象とすることについては、その意義や税の趣旨との合致について検討する必要がある。</li> </ul>
<b>事務局の考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設の補修の取組については、例えば、新たに森林教育の取組を実施することと併せた既存施設の補修など、新たな視点を取り入れた対策であれば、実施可能としているところです。税導入時の趣旨や他の財源との棲み分けを考慮するとともに、森林の大切さや木材の利用意義などを伝える取組の強化が必要であることをふまえ、単なる既存施設の補修や維持管理ではなく、新たな視点を取り入れた取組が必要であると考えます。このため、税を活用した事業を実施するうえでの3原則は現行を維持すべきと考えます。</li> <li>・令和4年度第4回評価委員会での議論をふまえ、中間案に盛り込んでいきます。</li> </ul>

## みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

<b>5</b>	<b>森林環境譲与税との棲み分け</b>
<b>論点</b>	森林環境譲与税との棲み分けについてどう考えるのか。
<b>現状と課題など</b>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図ることを目的に、令和元年度から全国の市町村や都道府県に対し、森林環境譲与税が国から譲与されており、本県では、「みえ森と緑の県民税」を活用した取組と棲み分けを行いながら、森林・林業に関する施策を進めているところです。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境譲与税については、本年6月に林野庁から示された、「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」において、幅広い用途に活用できることが示されたことから、両税の棲み分けについて示した県の考え方を再確認する必要があります。</li> </ul>
<b>主な意見</b>	<p>(市町・林業関係団体への意見聴取)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業関係団体においては、ほとんどが「現行制度どおりでよい」との意見でしたが、市町においては11市町が「改定を求める」との意見でした。</li> <li>・9月に開催した市町担当者会議において、市町担当者と直接意見交換を行いました。具体的には、「森林環境譲与税の譲与額が少ない市町において、県民税と一体的に活用できる制度にしてほしい」といった意見がありました。多くの市町については、現在の棲み分けに大きな課題は感じていないとの意見でした。</li> </ul>
<b>評価委員会の意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民税は2つの基本方針に沿った施策に、森林環境譲与税は林業振興施策に使われていると理解でき、棲み分けられていると考えられる。なお、木材利用には両税ともに使われているが、用途の目的が違うことを明確に発信する必要がある。</li> </ul>
<b>事務局の考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の両税の棲み分けを基本としつつ、評価委員会での議論もふまえて、必要に応じて見直しを行います。</li> </ul>

## みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

<b>6</b>	<b>全国植樹祭に向けた取組</b>
<b>論点</b>	全国植樹祭に向けた取組についてどう考えるのか。
<b>現状と課題など</b>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年12月21日の県議会において、全国植樹祭の招致に関する決議が全会一致で可決され、令和3年2月17日に、知事が令和13年の全国植樹祭について三重県へ招致することを表明しました。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国植樹祭の開催に向けて、気運の醸成とともに、必要となる財源の確保を計画的に進める必要があります。</li> </ul>
<b>主な意見</b>	<p>(これまでの評価委員会での意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度第3回評価委員会において、「全国植樹祭の招致に関する検討」について説明し、「大きな行事であるので、早めに準備されたい。」との意見をいただきました。</li> </ul>
<b>評価委員会の意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国植樹祭に向けた取組については、第3期制度に盛り込む方向で検討する。なお、県民税を活用する理由をしっかりと県民に説明する必要がある。</li> <li>国の森林環境譲与税を全国植樹祭に活用している都道府県がないかなど、他の都道府県の状況も確認しながら、検討すべきである。</li> </ul>
<b>事務局の考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国植樹祭を本県で開催することは、開催に向けた森林づくりの気運醸成や活動促進も含めて、「森を育む人づくり」や「森と人をつなぐ学びの場づくり」に大いに寄与するものであることから、県民税を活用することとし、開催に向けた取組を制度に盛り込みたいと考えます。</li> <li>コロナ禍前に開催した3県（H29～R元）について確認したところ、1県において、経費の約65%に県独自課税を活用していました。これ以外は一般財源等を活用しており、国の森林環境譲与税を活用しているところはありませんでした。</li> <li>令和4年度第4回評価委員会での議論をふまえ、中間案に盛り込んでいきます。</li> </ul>

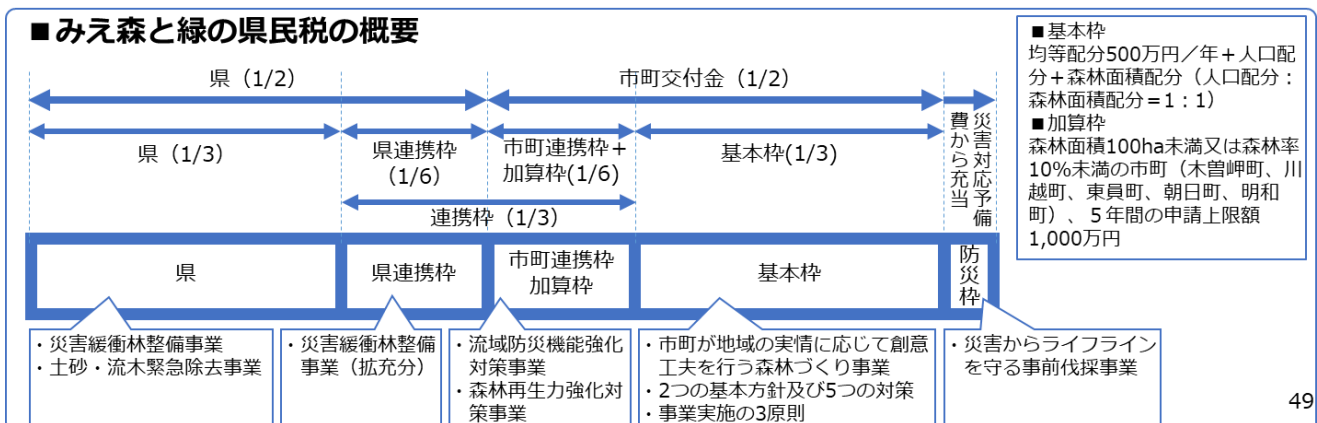


みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

7	市町交付金制度
論点	市町交付金制度、県と市町の役割分担、市町交付金配分の考え方についてどう考えるか。
現状と課題など	<p><b>【現状】</b></p> <p>(市町交付金制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開する、また県と市町が連携して取り組む施策のために必要な交付金制度を実施しています。</li> </ul> <p>(県と市町の役割分担)</p> <p>県：基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。</p> <p>市町：地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。</p> <p>(市町交付金配分の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金額は、上記の役割分担をふまえ、県と市町の配分を概ね5:5とし、以下の考え方で配分しています。</li> </ul> <p>基本枠：均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分。</p> <p>連携枠：面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分。</p> <p>加算枠：森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分。</p> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民全体で森林を支える社会の実現に向けては、地域の実情に応じた身近な対策が県内全域で展開されることが必要です。</li> <li>・現在の市町交付金（基本枠、加算枠）事業では、上記の考え方に基づいて機械的に各市町に交付金が配分されています。森林環境譲与税もある中、適正規模の配分となるよう、配分方法について検討する必要があります。</li> </ul>

<p>主な意見</p>	<p>(市町・林業関係団体への意見聴取)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町交付金制度の継続については、すべての市町、林業関係団体が「第3期も継続すべきである」との意見でした。</li> <li>・県と市町の役割分担については、多くの市町、林業関係団体が「現行制度どおりでよい」との意見でした。</li> <li>・県と市町の配分割合については、多くの市町、林業関係団体が「現行制度どおりでよい」との意見でした。一方で、「基本枠について、申請方式を取り入れるなど、必要に応じて、必要な年度に配分がなされる制度への改定を求める」といった意見がありました。</li> <li>・9月に開催した市町担当者会議においては、次年度の配分見込額が早期に示され、事業計画を立てやすい現行の市町交付金(基本枠、加算枠)事業の継続を望む意見が多くありました。(これまでの評価委員会での意見)</li> <li>・市町への配分のあり方について議論が必要であるとの意見がありました。</li> </ul>
<p>評価委員会の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町交付金事業の防災枠は、第2期の途中から創設されたものであり、第3期における位置づけを整理してほしい。また、加算枠を見直し、森林が多く、対策を必要としている市町への配分を厚くした方がよいのではないかと。</li> </ul>
<p>事務局の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災枠は連携枠に統合し、引き続き対策を実施していくべきと考えます。</li> <li>・加算枠は基本枠に統合し、そのうえで、市町からの要望に基づいて、必要な交付金を配分する方法に見直すべきと考えます。</li> <li>・令和4年度第4回評価委員会での議論をふまえ、中間案に盛り込んでいきます。</li> </ul>

(参考) 現行制度における県民税配分の概要



みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

8	税率・課税方法・税収規模等
論点	税率・課税方法・税収規模等についてどう考えるのか。
現状と課題など	<p>【現状】</p> <p>(税額と税率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人が1人1,000円、法人が2,000～80,000円(県民税均等割の10%)となっており、県民の負担感を軽減すること、必要となる経費、他県の実施状況等を総合的に考慮し決定しています。</li> </ul> <p>(税収規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10億8千万円</li> </ul> <p>(基金の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して用途を明確化しています。</li> </ul> <p>(必要な経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間の対策実施に必要な経費を54億円としています。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期に必要な概算経費を算出したうえで検討する必要があります。</li> </ul>
主な意見	<p>(市町・林業関係団体への意見聴取)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんどの市町・林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見でした。</li> </ul>
評価委員会の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民は減っていると思うが、第3期の税収の見込みはどうか。</li> </ul>
事務局の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期の税収規模は10億8千万円を想定していましたが、令和4年度の税収見込みは、約11億円となっています。</li> <li>・課税方式については、納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することが妥当と考えます。</li> <li>・令和4年度第4回評価委員会での議論をふまえ、中間案に盛り込んでいきます。</li> </ul>

## みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

9	<b>制度や使途の周知</b>
<b>論点</b>	制度や使途の周知についてどう考えるのか。
<b>現状と課題など</b>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税制度や税を活用した事業の内容について、県のホームページやパネル展示を通じて紹介するとともに、映画館における CM（シネアド）や YouTube を活用した PR を行うなど、さまざまな媒体を活用した情報発信に取り組んでいます。</li> <li>・ また、各市町が創意工夫して取り組んだ事業についても、市町のホームページや広報誌への掲載、事業現地におけるのぼりの設置などを通じて、県民税を有効に活用していることを発信しています。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民税の認知度について、e-モニター制度を活用したアンケートでは 30%程度で推移しているとともに、森林づくりに関する県民意識調査では 19.5%と低い状況であるため、効果的・効率的な周知活動について検討・実施する必要があります。</li> <li>・ 第 2 期の取組が終了を迎える中、税の認知度を高める周知活動はもちろん、森林の大切さや木材の利用意義などについて県民の理解を深めるための取組を進めていく必要があります。</li> </ul>
<b>主な意見</b>	<p>(県民意識調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民税の認知度は 19.5%という結果となりました。</li> </ul> <p>(評価委員からの事前意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今一度、県民税の事を多くの方々に知っていただく取組を県として、さらに強力に実施することが望ましい。その方法等については、委員会等で検討する必要がある。</li> <li>・ 「情報発信度」の具体的な内容について検討し、その方針を市町に周知してほしい。</li> <li>・ 税を活用した事業の成果（変化）の県民への周知が必要である。</li> </ul>

<p>評価委員 会の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期の制度案では、具体的な広報活動についても記載すると分かりやすいのではないか。</li> <li>・県民意識調査の結果を見ても、県民税制度についての情報発信のあり方が課題である。広く周知することも重要だが、アウトドアブームなど自然志向の高まりを捉えキャンプ場や用具販売店でのPRなど、ポイントを絞った広報のほか、地域住民への説明会といった地道な手法も検討してはどうか。</li> </ul>
<p>事務局の 考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な広報活動の例について制度案に記載することを検討します。</li> <li>・キャンプ場等でのチラシの配架など、出来ることから検討していきたいと考えています。</li> <li>・地域住民への説明会について、県の事業から率先して取り組んでいきたいと考えています。</li> <li>・令和4年度第4回評価委員会での議論をふまえ、中間案に盛り込んでいきます。</li> <li>・具体的な情報発信の手法については、制度の見直しの検討とは別に、毎年度の事業評価の段階で、適宜、評価委員会で議論いただきながら検討・実施していきたいと考えています。</li> </ul>

みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

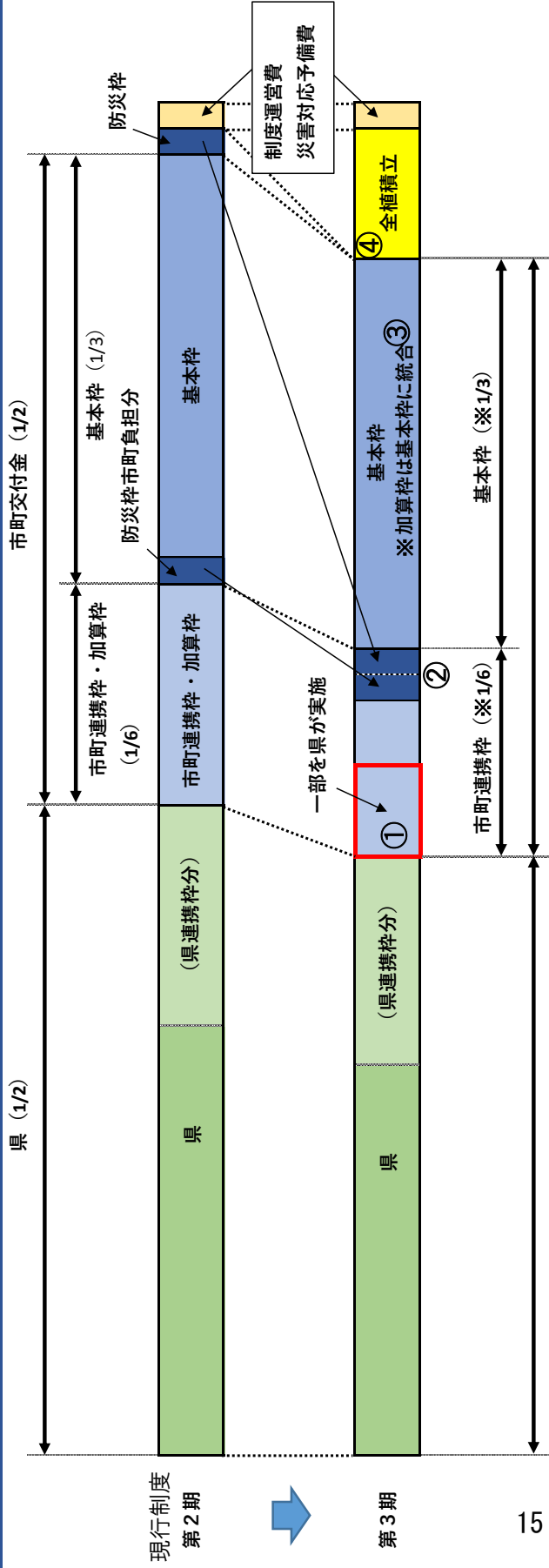
10	評価制度
論点	評価制度についてどう考えるのか。
現状と課題など	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行っています。これらの結果は、県民の皆様に対して公表しています。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より効果的・効率的な評価の手法等について検討していく必要があります。</li> </ul>
主な意見	<p>(市町、林業関係団体への意見聴取)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業関係団体においては、1 団体を除き「現行制度どおりでよい」との意見でしたが、市町においては、9 市町が「改定を求める」との意見でした。</li> </ul> <p>(評価委員からの事前意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・班分けをして評価する手法に変更したことに伴い、委員会での評価が離れた場合の調整について、検討の必要があるのではないか（評価委員会本番前に班ごとの調整の場を設ける等）。</li> <li>・各事業別評価シートの作成・記載について、記載例を提示するのではなく、ポイントや項目を提示する方が良いのではないかと。</li> </ul>
評価委員会の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>
事務局の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者による評価の結果を基に、事業の適切な実施やブラッシュアップを図るため、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うべきと考えます。</li> <li>・具体的な評価の手法については、制度の見直しの検討とは別に、適宜、評価委員会で議論いただきながら検討していきたいと考えています。</li> </ul>

## みえ森と緑の県民税の見直しにかかる論点

11	<b>おおむね 5 年ごとに行う制度の見直し</b>
<b>論点</b>	<p>おおむね 5 年ごとに行う制度の見直しについてどう考えるのか。</p>
<b>現状と課題など</b>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね 5 年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととしています。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5 年ごとの期をまたぐ長期的な取組の考え方について検討する必要があります。</li> </ul>
<b>主な意見</b>	<p>(市町、林業関係団体への意見聴取)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業関係団体のすべてが「現行制度どおりでよい」との意見でしたが、市町においては、8 市町が「改定を求める」との意見でした。</li> <li>・意見としては、8 市町すべてが「5 年で制度見直しを実施されることで、複数年度に渡って行われる事業については、次期以降のみえ森と緑の県民税の制度自体が継続されるか不明のため、見直し時期と同時に一旦終了させる必要がある。そのため、10 年で一つの区切りとし、5 年で中間見直しを行うことにより、中期的なスパンで事業実施ができるように運用されることを求める。」というものでした。</li> </ul>
<b>評価委員会の意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね 5 年ごとの見直し間隔を 10 年にしてはどうかという意見については、他の府県の制度を確認するとともに、その必要性をしっかりと聞き取ったうえで、慎重に検討する必要がある。</li> </ul>
<b>事務局の考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独自課税を導入している 37 府県について確認したところ、すべて 5 年以内（1 府県を除いて 5 年）で見直しを行う制度となっていました。</li> <li>・制度の見直しを求める 8 市町に確認したところ、第 3 期のスタートとなる令和 6 年度以降で、事業期間が 5 年を超える大規模な事業の具体的な予定はないとのことでした。</li> <li>・こうした状況と社会情勢等に応じて必要な見直しを行う必要性を考慮し、現行制度どおり、第 3 期も 5 年での見直しを行うべきと考えます。</li> </ul>

# みえ森と緑の県民税第3期の配分の考え方(案)

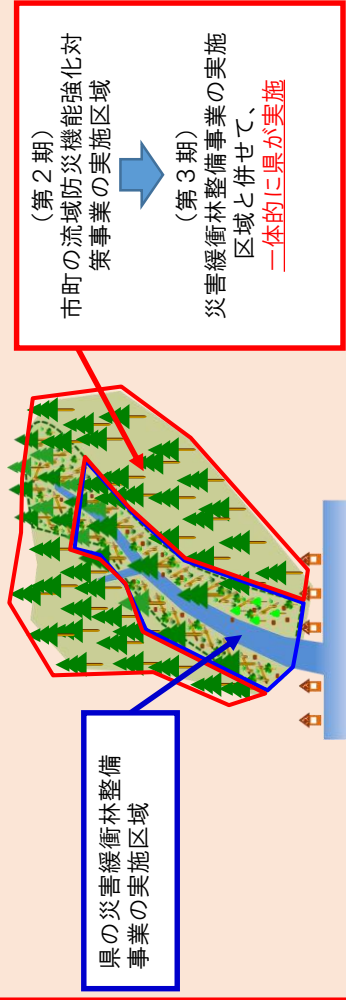
詳細版資料  
市町説明用



※第3期における配分割合は、表示の割合を基本としつつも、市町からの要望や事業実施状況によっては変動する⑤

## ①第2期は市町が実施していた連携枠事業の一部を県が実施

- 効率的な事業実施を図るため、
  - 流域の防災機能強化を目的とした森林整備の一部
  - ・ 獣害防護柵に対する支援
- について、市町の要望に応じて県が実施



流域の防災機能強化を目的とした森林整備の実施イメージ

## ②防災枠は連携枠に統合

ライフライン周辺の危険木伐採を実施する防災枠については、**連携枠に統合**

(第2期)	市町交付金 (防災枠) 1/4
	市町交付金 (基本枠) 1/4
	ライフライン事業者 1/2
(第3期)	市町交付金 (連携枠) 1/2
	ライフライン事業者 1/2

## ③基本枠、加算枠の配分方法の見直し

加算枠は基本枠に統合し、市町からの要望に基づいて、必要な交付金を配分する方法に改定

## ④全国植樹祭に向けた基金積立

県と市町が一体となって、三重県をあげて取り組む必要があるため、県と市町の配分割合の外として整理

## ⑤市町からの要望や各事業の状況に応じた柔軟な配分

現行制度の配分割合を基本としつつ、市町からの要望や各事業の状況をふまえた柔軟な配分を実施



○みえ森と緑の県民税の税収推移

年度	第1期						第2期			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度見込	
納税義務者数(人)	895,398	894,596	901,352	909,217	918,956	925,472	931,564	930,451		
個人現年度分(円)	775,880,818	872,060,779	879,764,272	887,858,864	897,195,463	900,415,884	910,310,674	911,213,819	909,000,000	
個人繰越分(円)	0	2,862,284	5,439,508	7,393,766	9,367,603	10,985,656	11,492,060	9,987,830		
個人小計(円)	775,880,818	874,923,063	885,203,780	895,252,630	906,563,066	911,401,540	921,802,734	921,201,649	909,000,000	
法人現年度分(円)	39,098,515	175,895,201	194,669,894	193,958,208	194,555,272	193,575,952	188,896,730	193,092,887	196,000,000	
法人繰越分(円)	0	7,843	57,951	133,013	118,311	120,129	133,077	3,395,019		
法人小計(円)	39,098,515	175,903,044	194,727,845	194,091,221	194,673,583	193,696,081	189,029,807	196,487,906	196,000,000	
現年度分合計(円)	814,979,333	1,047,955,980	1,074,434,166	1,081,817,072	1,091,750,735	1,093,991,836	1,099,207,404	1,104,306,706	1,105,000,000	
繰越分合計(円)	0	2,870,127	5,497,459	7,526,779	9,485,914	11,105,785	11,625,137	13,382,849	0	
合計(円)	814,979,333	1,050,826,107	1,079,931,625	1,089,343,851	1,101,236,649	1,105,097,621	1,110,832,541	1,117,689,555	1,105,000,000	

森林整備等にかかる府県の超過課税（森林環境税等）の更新時期

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	見直し期間
1 岩手県																									5年
2 宮城県																									5年
3 秋田県																									5年
4 山形県																									5年
5 福島県																									5年
6 茨城県																									5年
7 栃木県																									5年
8 群馬県																									5年
9 神奈川県																									5年
10 富山県																									5年
11 石川県																									5年
12 山梨県																									5年
13 長野県																									5年
14 岐阜県																									5年
15 静岡県																									5年
16 愛知県																									5年
17 三重県																									5年
18 滋賀県																									5年
19 京都府																									5年
20 大阪府																									4年
21 兵庫県																									5年
22 奈良県																									5年
23 和歌山県																									5年
24 鳥取県																									5年
25 島根県																									5年
26 岡山県																									5年
27 広島県																									5年
28 山口県																									5年
29 愛媛県																									5年
30 高知県																									5年
31 福岡県																									5年
32 佐賀県																									5年
33 長崎県																									5年
34 熊本県																									5年
35 大分県																									5年
36 宮崎県																									5年
37 鹿児島県																									5年

更新時期	府県数	内訳
R元末	5	島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県
R2末	10	岩手県、宮城県、福島県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県
R3末	10	山形県、茨城県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、和歌山県、広島県、長崎県
R4末	7	秋田県、栃木県、長野県、鳥取県、高知県、福岡県、佐賀県
R5末	5	群馬県、愛知県、三重県、大阪府、岡山県
合計	37	